

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【四半期会計期間】	第22期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社メガロス
【英訳名】	MEGALOS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木皿儀 邦夫
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
【電話番号】	(03)3348-8838
【事務連絡者氏名】	常務取締役 高越 忠尚
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
【電話番号】	(03)3348-8838
【事務連絡者氏名】	常務取締役 高越 忠尚
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 第2四半期 累計期間	第22期 第2四半期 累計期間	第21期 第2四半期 会計期間	第22期 第2四半期 会計期間	第21期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(千円)	6,678,137	6,885,186	3,412,732	3,481,277	13,593,879
経常利益(千円)	238,297	246,206	180,067	157,466	627,020
四半期(当期)純利益(千円)	118,347	124,686	97,004	82,396	323,837
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	1,420,200	1,420,200	1,420,200
発行済株式総数(株)	-	-	3,800,000	3,800,000	3,800,000
純資産額(千円)	-	-	4,896,121	5,132,727	5,055,531
総資産額(千円)	-	-	16,469,139	17,117,137	17,485,890
1株当たり純資産額(円)	-	-	1,288.45	1,345.34	1,327.52
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	31.14	32.81	25.52	21.68	85.22
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	32.60	-	21.51	85.09
1株当たり配当額(円)	15.00	10.00	15.00	10.00	30.00
自己資本比率(%)	-	-	29.7	29.9	28.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	284,157	560,327	-	-	956,492
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	722,813	10,857	-	-	1,553,749
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	414,000	490,558	-	-	96,244
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	406,700	838,969	758,343
従業員数(名)	-	-	405	412	380

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第21期第2四半期累計期間及び第2四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（名）	412(495)
---------	----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、（ ）内に当第2四半期会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）の平均人員（アルバイトについては、月間164時間換算）を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社は、フィットネスクラブ、スイミングスクール、テニススクール、ゴルフスクール、空手スクール等のスポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売を事業としているため、生産及び受注の内容は記載しておりません。

(1) 部門別売上高の状況

部 門	当第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		
	金額(千円)	構成比(%)	前年同期比(%)
フィットネス部門	2,334,936	67.1	+0.8
スイミングスクール	335,204	9.6	+5.7
テニススクール	284,897	8.2	+7.0
その他スクール	135,334	3.9	+14.1
スクール部門合計	755,436	21.7	+7.6
プロショップ部門	218,628	6.3	3.3
その他の収入(注)2	172,276	4.9	+2.4
合 計	3,481,277	100.0	+2.0

(注)1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. スポーツクラブ施設に付帯する駐車料金、プライベートロッカー等の収入であります。

(2) 部門別会員数の状況

部 門	当第2四半期会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
	会員数(名) (注)	前年同期比(名)	前年同期比(%)
フィットネス部門	94,919	1,670	1.7
スイミングスクール	18,848	912	+5.1
テニススクール	12,121	841	+7.5
その他スクール	5,656	588	+11.6
スクール部門合計	36,625	2,341	+6.8
合 計	131,544	671	+0.5

(注)平成21年9月30日現在、在籍されている会員数です。

(3) 地域別売上高の状況

地域別 (施設数)	当第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		備考
	金額(千円)	前年同期比(%)	
埼玉県 合計 (2施設)	258,323	6.7	
千葉県 合計 (2施設)	302,822	6.5	
東京都 合計 (12施設)	1,555,068	0.8	(注) 2
神奈川県 合計 (6施設)	1,051,451	+3.9	
静岡県 合計 (1施設)	86,433	+1,330.9	
愛知県 合計 (1施設)	227,177	+0.1	
合計 (24施設)	3,481,277	+2.0	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の表には本社1施設(東京都)の売上高を含んでおります。

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）における我が国経済は、昨年からの世界的な金融危機に端を発した景気の後退等により、企業収益は大幅に減少し、景気は厳しい状況が続いております。

当スポーツクラブ業界におきましても、健康増進、疾病予防への国民意識の高まり等を背景として、健康サービスに対する国民のニーズは引き続き高まりつつあるものの、賃金の減少や雇用情勢の悪化の影響を受け、消費者マインドは低水準で推移しており、企業間の競争はますます激しくなり、引き続き厳しい経営環境となっております。

このような経営環境のなかで、当社は以下の施策を実施してまいりました。
新規入会者の獲得策として、年齢層に応じたキャンペーンの実施や利用時間帯に区切った会員種別の増設、及び休館日を利用した体験会等を行ってまいりました。また、会員定着率の向上を図るため、新規入会者向け初期対応の強化、店舗合同キャンプ等の各種イベントの実施、品質維持向上に向けての人材育成等を積極的に行ってまいりました。

施設面では、以下の施設についてリニューアル工事を実施し、設備の入替えや、トレーニングマシンの刷新等を行い、店舗の競争力低下・陳腐化の防止に努めてまいりました。

<リニューアル実施店舗>

メガロス田端店（東京都北区）平成21年8月
メガロス調布店（東京都調布市）平成21年8月

これらの施策を実施し、平成20年3月31日までにオープンした既存店につきましては、退会率は前年と同水準を維持してまいりました。また、積極的な販促活動や、2店舗のリニューアル工事実施の効果により、新規入会者の獲得が前年同水準まで回復傾向にあります。しかしながら、第1四半期会計期間に落ち込んだ影響を回復するまでには至らず、既存店の会員数は平成21年9月30日時点で前年同期比4.7%減となりました。新規店舗につきましては、緩やかではありますが、会員数が増加しております。

一方、効果的な人員配置や、設備管理費の見直し等による原価圧縮、並びに本社コストの圧縮等に努め、併せて水道光熱費が前年を下回ったこともあり、リニューアル実施に伴う費用の増加はあったものの、その他の費用については削減を図ることができました。

以上の結果、当第2四半期会計期間の売上高は3,481百万円（前年同期比2.0%増）、経常利益157百万円（前年同期比12.6%減）、四半期純利益82百万円（前年同期比15.1%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末（平成21年9月30日）における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、838百万円となり、前事業年度末と比較して80百万円の増加となりました。

当第2四半期会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、181百万円（前年同四半期会計期間比38百万円増）の資金の増加となりました。これは主に、仕入債務、未払費用が減少した一方で、税引前四半期純利益、減価償却費を計上したこと等によるものであります。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、1百万円（同644百万円増）の資金の減少となりました。これは主に、敷金及び保証金を回収した一方で、有形固定資産を取得したこと等によるものであります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、417百万円（同117百万円減）の資金の減少となりました。これは主に、短期借入金を返済したこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社の売上高は、会員からの会費収入に大きく依存しており、新規入会者の獲得及び会員定着率の向上により会員数を確保することが重要であります。その為に、既存店では定期的なリニューアル工事の実施や、高いサービスの提供を行うための人材の確保と育成に力を入れております。

また、売上を大きく伸ばしていくためには、新店の出店が欠かせません。開発形態の多様化と情報力の強化を図ると共に、厳選した立地に新規出店を継続してまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

総資産は17,117百万円となり、前事業年度末に比べ368百万円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が増加したこと等により流動資産が増加した一方で、減価償却費が有形固定資産及び無形固定資産の取得を上回ったこと等により固定資産が減少したことによるものであります。

総負債は11,984百万円となり、前事業年度末に比べ445百万円減少いたしました。これは主に、短期借入金を返済したこと等によるものであります。

純資産は5,132百万円となり、前事業年度末に比べ77百万円増加いたしました。これは主に、前事業年度決算に係る期末配当金を支払った一方で、四半期純利益を計上したこと等によるものであります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更があったものは、次のとおりであります。

（仮称）メガロス相模大野店（神奈川県相模原市）の着手年月が平成23年夏から平成24年春に、完成予定年月が平成24年2月から平成24年12月に変更しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	3,800,000	3,800,000	ジャスダック証券取引所	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式 単元株式数 100株
計	3,800,000	3,800,000		

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行いたしました新株予約権は、次のとおりであります

株式会社メガロス 2008年度第1回新株予約権(平成20年11月13日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	164
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自平成21年12月1日 至平成26年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 607 資本組入額 304
新株予約権の行使の条件	(注)1のとおり
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決 議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2のとおり

株式会社メガロス 2008年度第2回新株予約権（平成20年11月13日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	280
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり740 但し、当該払込金額(以下「行使価額」という)は (注)3の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使期間	自平成22年12月1日 至平成27年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 924 資本組入額 462
新株予約権の行使の条件	(注)4のとおり
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5のとおり

株式会社メガロス 2009年度第1回新株予約権（平成21年7月16日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	79
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自平成22年8月3日 至平成27年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 884 資本組入額 442
新株予約権の行使の条件	(注)1のとおり
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2のとおり

株式会社メガロス 2009年度第2回新株予約権（平成21年7月16日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	270
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,010 但し、当該払込金額(以下「行使価額」という)は (注)3の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使期間	自平成23年8月3日 至平成28年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,269 資本組入額 635
新株予約権の行使の条件	(注)4のとおり
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5のとおり

(注)1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「対象者」という)は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、監査役、相談役、顧問、理事、参与その他これらに準じる地位又は従業員の地位(以下総称して「要件地位」という)にあることを要する。

対象者が要件地位を喪失した場合、にかかわらず、要件地位喪失日又は表中の「新株予約権の行使期間」(以下「権利行使期間」という)の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日(但し、権利行使期間の満了日までとする)までに限り、新株予約権を行使することができる。

対象者が死亡したときは、その直前において、対象者が の条件を満たしていた場合、又は に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる(当該相続により承継した者を以下「権利承継者」という)。但し、権利承継者が行使することができる期間は、 の場合は、対象者死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日(但し、権利行使期間の満了日までとする)までとし、 の場合は、対象者が に基づき行使することができるのとされた期間と同一とする。

権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。

対象者又は権利承継者は割当てを受けた新株予約権を1回に限り行使することができるものとし、これを複数回に分割して行使することはできない。

新株予約権1個の一部についての権利行使はできない。

その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

2. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、表中の「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1株当たりの払込みをすべき金額を1円とし、これに に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(1)に記載の資本金等増加限度額から(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使の条件

前記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

以下に定める議案を目的事項とする株主総会の招集を取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりこれを定める。

- (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- (3)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (4)当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案
- (5)新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案

新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社がその発行する当社普通株式又はその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合であって、払込金額が引き受ける者に特に有利な金額であるときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式で使用する「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

前記のほか、当社は、株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「対象者」という)は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、監査役、相談役、顧問、理事、参与その他これらに準じる地位又は従業員の地位(以下総称して「要件地位」という)にあることを要する。

対象者は、新株予約権の行使時点で当社の就業規則に基づく諭旨解職若しくは懲戒解職の決定又はこれらに準じる事由がないことを要する。

対象者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇(整理解雇)、又はこれらに準じる理由による退任・退職であるときは、にかかわらず、要件地位喪失日又は表中の「新株予約権の行使期間」(以下「権利行使期間」という)の開始日のいずれか遅い日から1年

が経過する日（但し、権利行使期間の満了日までとする）までに限り、新株予約権を行使することができる。

対象者が死亡したときは、その直前において、対象者が 及び の条件を満たしていた場合、又は に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる（当該相続により承継した者を以下「権利承継者」という）。但し、権利承継者が行使することができる期間は、 及び の条件を満たしていた場合は、対象者死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（但し、権利行使期間の満了日までとする）までとし、 の場合は、対象者が に基づき行使できるとされた期間と同一とする。

権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。

対象者又は権利承継者は割当てを受けた新株予約権を2回を超える回数に分割して行使することができない。

新株予約権1個の一部についての権利行使はできない。

その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、表中の「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、表中の「新株予約権の行使時の払込金額」の行使価額に準じて決定された金額に、 に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1

項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(1)記載の資本金等増加限度額から(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使の条件

前記（注）4に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

以下に定める議案を目的事項とする株主総会の招集を取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりこれを定める。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- (2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案
- 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日		3,800,000		1,420,200		1,120,200

(5)【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
野村不動産ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	2,103,600	55.36
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	520,000	13.68
メガロス従業員持株会	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	317,700	8.36
あいおい損害保険株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	28,000	0.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	26,100	0.69
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	24,000	0.63
保田 ゆり	東京都八王子市	22,900	0.60
株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	16,800	0.44
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	11,200	0.29
笹川 正明	千葉県市川市	9,100	0.24
計	-	3,079,400	81.04

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,799,600	37,996	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 400	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,800,000	-	-
総株主の議決権	-	37,996	-

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	820	790	900	1,010	1,049	1,160
最低(円)	741	750	786	881	980	934

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (事業本部長兼開発部長嘱託)	取締役 (事業開発本部長兼開発部長嘱託、営業本部担当)	中村 滋彦	平成21年7月16日
常務取締役 (管理本部長嘱託)	常務取締役 (管理本部長兼総務部長嘱託)	高越 忠尚	平成21年10月1日

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	838,969	758,343
売掛金	82,970	96,952
商品及び製品	160,895	165,794
前払費用	296,121	319,374
繰延税金資産	78,187	89,913
その他	5,987	7,582
貸倒引当金	6,300	7,400
流動資産合計	1,456,831	1,430,561
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,464,657	12,451,011
減価償却累計額	2,485,439	2,173,686
建物(純額)	9,979,218	10,277,324
構築物	413,967	413,967
減価償却累計額	171,936	156,673
構築物(純額)	242,031	257,293
車両運搬具	9,942	9,942
減価償却累計額	5,282	3,728
車両運搬具(純額)	4,660	6,214
工具、器具及び備品	799,798	786,738
減価償却累計額	552,312	508,309
工具、器具及び備品(純額)	247,486	278,428
リース資産	361,268	295,889
減価償却累計額	65,448	32,496
リース資産(純額)	295,820	263,393
建設仮勘定	99,382	88,987
有形固定資産合計	10,868,598	11,171,642
無形固定資産		
ソフトウェア	255,780	299,610
その他	35,043	33,978
無形固定資産合計	290,824	333,589
投資その他の資産		
敷金及び保証金	4,265,186	4,306,357
長期前払費用	222,196	230,239
その他	13,500	13,500
投資その他の資産合計	4,500,883	4,550,097
固定資産合計	15,660,306	16,055,329
資産合計	17,117,137	17,485,890

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	52,524	73,348
短期借入金	800,000	1,200,000
1年内返済予定の長期借入金	2,000,000	2,000,000
リース債務	75,003	60,423
未払金	335,348	393,190
未払費用	211,417	202,015
未払法人税等	127,664	204,159
未払事業所税	22,556	41,004
未払消費税等	73,209	4,282
前受金	461,649	455,941
預り金	21,547	25,770
賞与引当金	106,336	85,716
役員賞与引当金	9,150	19,400
商品割引券引当金	770	642
その他	1,753	1,759
流動負債合計	4,298,931	4,767,654
固定負債		
長期借入金	7,400,000	7,400,000
リース債務	241,933	218,561
受入敷金保証金	39,818	39,818
繰延税金負債	3,726	4,325
固定負債合計	7,685,478	7,662,705
負債合計	11,984,409	12,430,359
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,420,200	1,420,200
資本剰余金	1,120,200	1,120,200
利益剰余金	2,571,897	2,504,211
株主資本合計	5,112,297	5,044,611
新株予約権	20,430	10,919
純資産合計	5,132,727	5,055,531
負債純資産合計	17,117,137	17,485,890

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	6,678,137	6,885,186
売上原価	5,691,705	5,960,958
売上総利益	986,431	924,227
販売費及び一般管理費	669,414	588,628
営業利益	317,016	335,599
営業外収益		
受取利息	17,001	15,025
その他	2,222	1,256
営業外収益合計	19,223	16,282
営業外費用		
支払利息	95,229	101,505
その他	2,712	4,169
営業外費用合計	97,942	105,675
経常利益	238,297	246,206
税引前四半期純利益	238,297	246,206
法人税、住民税及び事業税	103,995	110,392
法人税等調整額	15,954	11,128
法人税等合計	119,950	121,520
四半期純利益	118,347	124,686

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	3,412,732	3,481,277
売上原価	2,873,559	2,984,113
売上総利益	539,172	497,163
販売費及び一般管理費	319,348	294,075
営業利益	219,823	203,088
営業外収益		
受取利息	8,548	7,508
その他	912	476
営業外収益合計	9,460	7,985
営業外費用		
支払利息	47,640	50,741
その他	1,576	2,865
営業外費用合計	49,216	53,606
経常利益	180,067	157,466
税引前四半期純利益	180,067	157,466
法人税、住民税及び事業税	74,484	72,690
法人税等調整額	8,578	2,379
法人税等合計	83,063	75,070
四半期純利益	97,004	82,396

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	238,297	246,206
減価償却費	397,162	454,360
固定資産除却損	-	1,439
貸倒引当金の増減額(は減少)	700	1,100
賞与引当金の増減額(は減少)	8,636	20,620
役員賞与引当金の増減額(は減少)	14,850	10,250
受取利息及び受取配当金	17,001	15,025
支払利息	95,229	101,505
売上債権の増減額(は増加)	3,861	13,982
たな卸資産の増減額(は増加)	18,757	4,899
仕入債務の増減額(は減少)	16,140	20,824
未払金の増減額(は減少)	32,162	75,948
未払費用の増減額(は減少)	3,428	6,158
前受金の増減額(は減少)	72,538	5,708
未払消費税等の増減額(は減少)	38,536	68,927
預り金の増減額(は減少)	3,080	4,223
その他	9,214	45,254
小計	668,710	841,690
利息及び配当金の受取額	5,396	2,932
利息の支払額	94,094	98,261
法人税等の支払額	295,854	186,034
営業活動によるキャッシュ・フロー	284,157	560,327
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	633,151	41,871
無形固定資産の取得による支出	14,688	-
敷金及び保証金の差入による支出	142,000	5,930
敷金及び保証金の回収による収入	43,907	58,659
その他	23,118	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	722,813	10,857
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	300,000	400,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	-	33,558
配当金の支払額	114,000	57,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	414,000	490,558
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	852,655	80,625
現金及び現金同等物の期首残高	1,259,356	758,343
現金及び現金同等物の四半期末残高	406,700	838,969

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

前第 2 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
広告宣伝費 42,974千円	広告宣伝費 34,764千円
役員報酬 44,400千円	役員報酬 44,200千円
役員賞与引当金繰入額 14,850千円	役員賞与引当金繰入額 9,150千円
従業員給与賞与 231,630千円	従業員給与賞与 210,787千円
賞与引当金繰入額 4,971千円	賞与引当金繰入額 3,898千円
株式報酬費用 千円	株式報酬費用 9,510千円
福利厚生費 53,971千円	福利厚生費 38,642千円
旅費交通費 22,429千円	旅費交通費 10,934千円
通信運搬費 10,016千円	通信運搬費 8,478千円
器具・備品費 51,127千円	器具・備品費 45,896千円
委託顧問費 87,871千円	委託顧問費 71,487千円
不動産費 38,917千円	不動産費 36,229千円
減価償却費 15,669千円	減価償却費 15,151千円
租税公課 19,567千円	租税公課 20,248千円
貸倒引当金繰入額 3,729千円	貸倒引当金繰入額 3,816千円
その他 27,287千円	その他 25,431千円

前第 2 四半期会計期間 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期会計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
広告宣伝費 13,225千円	広告宣伝費 19,480千円
役員報酬 22,800千円	役員報酬 21,400千円
役員賞与引当金繰入額 7,425千円	役員賞与引当金繰入額 4,575千円
従業員給与賞与 116,931千円	従業員給与賞与 103,799千円
賞与引当金繰入額 1,878千円	賞与引当金繰入額 2,068千円
株式報酬費用 千円	株式報酬費用 7,992千円
福利厚生費 25,532千円	福利厚生費 15,986千円
旅費交通費 11,892千円	旅費交通費 4,651千円
通信運搬費 4,851千円	通信運搬費 4,364千円
器具・備品費 23,269千円	器具・備品費 23,367千円
委託顧問費 41,179千円	委託顧問費 35,410千円
不動産費 17,750千円	不動産費 17,232千円
減価償却費 7,915千円	減価償却費 7,485千円
租税公課 10,497千円	租税公課 10,653千円
貸倒引当金繰入額 2,929千円	貸倒引当金繰入額 3,216千円
その他 11,270千円	その他 12,393千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)
現金及び預金勘定 406,700千円	現金及び預金勘定 838,969千円
現金及び現金同等物 406,700千円	現金及び現金同等物 838,969千円

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,800,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 20,430千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	57	15	平成21年3月31日	平成21年6月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年10月28日 取締役会	普通株式	38	10	平成21年9月30日	平成21年12月11日	利益剰余金

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

金利スワップを行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

当第2四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

	株式会社メガロス 2009年度第1回新株予約権	株式会社メガロス 2009年度第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名	取締役3名、従業員12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 7,900株	普通株式 27,000株
付与日	平成21年8月3日	同左
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自平成22年8月3日 至平成27年8月2日	自平成23年8月3日 至平成28年8月2日
権利行使価格(円)	1	1,010
付与日における公正な評価単価(円)	883	259

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期会計期間末 (平成21年 9月30日)	前事業年度末 (平成21年 3月31日)
1 株当たり純資産額 1,345.34円	1 株当たり純資産額 1,327.52円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

前第 2 四半期累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年 9月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 31.14円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1 株当たり四半期純利益金額 32.81円 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 32.60円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年 9月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	118,347	124,686
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	118,347	124,686
期中平均株式数 (株)	3,800,000	3,800,000
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	-	24,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	株式会社メガロス 2009年度第 2 回新株予約権 (新株予約権の数270個)。 なお、概要は「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

前第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 25.52円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 21.68円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 21.51円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	97,004	82,396
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	97,004	82,396
期中平均株式数(株)	3,800,000	3,800,000
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	28,857
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	株式会社メガロス 2009年度第2回新株予約権(新株予約権の数270個)。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当第2四半期会計期間におけるリース取引残高は、前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、注記の対象から除いております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成21年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・38百万円
- (ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・・・・・・・10円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成21年12月11日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月13日

株式会社メガロス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガロスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第21期事業年度の第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メガロスの平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

株式会社メガロス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガロスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第22期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メガロスの平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。